

議案第 26 号

渋川市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市火入れに関する条例の一部を改正する条例

渋川市火入れに関する条例（平成 18 年渋川市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 10 日前までに、火入許可申請書（様式第 1 号）2 通に、次に掲げる書類を添え、」を「規則で定めるところにより」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に、「申請書」を「当該申請の際」に改める。

第 3 条中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第 2 号中「火入予定期間」を「火入れを行おうとする期間」に改める。

第 4 条第 1 項中「火入許可証（様式第 2 号）」を「許可証（以下「火入許可証」という。）」に改める。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第 2 項中「とき、又は」を「場合又は」に、「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>規則で定めるところにより</u> <u>市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、当該申請の際に明示しなければならない。</u></p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>いずれにも該当する場合でなければ許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</u></p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、火入許可申請書（様式第1号）2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入地</u>において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、<u>申請書</u>に明示しなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべてに</u> 該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間</u>における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>火入許可証（様式第2号）</u>を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は 強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は
火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は
火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
渋川市長 様		
申請者 住所 氏名 ㊟		
次のように火入れを行いたいので、許可されたく渋川市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林()、普通林、原野、その他()
	所有区分	国有地()、公有地()、私有地()
面積		総面積 ヘクタール
火 入 期 間		年 月 日～ 年 月 日(日間)
火 入 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

- 注 1 保安林の()の中には保安林種を記入のこと。
 2 その他の()には土地現況を記入のこと。
 3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入のこと。

様式第2号(第4条関係)

<p style="margin: 0;">火 入 許 可 証</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">許可番号 号</p> <p style="margin: 0;">申請人 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">渋川市長 印</p> <p style="margin: 0;">月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。</p>	
火入場所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火入責任者	
指 示 事 項	渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第45条の規定により消防長に届出をすること。
備 考	